

平成28年4月1日

高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用保険適用就職率が認定基準に適合しない場合、以後認定できない期間について（お知らせ）

厚生労働省の省令「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則」が平成28年4月1日に改正され、就職率が認定基準に適合しない場合、以後認定できない期間の見直しが行われ、平成26年4月1日以降に開講した訓練科から適用されることとなりました。

これにより、認定基準に定める就職率の要件が以下のとおりとなりますのでお知らせします。

認定基準に定める就職率の要件

認定基準「過去の就職率」において、認定申請する訓練科と同一分野の求職者支援訓練を過去に行った場合、その就職率の取扱いについては以下のとおりです。

(1) 就職率に算定する「就職」については、雇用保険の一般被保険者であること又は雇用保険の適用事業主である者とする。

ただし、認定基準への適合判断においては、特に慎重に被保険者としての就職状況を確認すること。

(2) 認定基準に定める「過去3年間の就職率（同一都道府県、同一分野）」について、連続する3年の間に当該都道府県の同一の分野において2コース以上、雇用保険適用就職率が基礎コース30%、実践コース35%を下回ると、以後当該都道府県において1年の間不認定とすること。

ただし、平成26年3月以前に開講した訓練科のうち、改正前の認定基準（修了者等の自己申告による就職率で基礎コース45%、実践コース50%）を下回り、改善計画の提出対象となった訓練科が1コースある場合は、当該訓練科を含めて2コース下回ると、以後当該都道府県において1年の間不認定とすること。

1年の期間の後、再び連続する3年の間に当該都道府県の同一の分野において、2コース以上、雇用保険適用就職率が基礎コース30%、実践コース35%を下回ると、以後当該都道府県において不認定とすること。

※就職状況回収率については、従前どおりの取り扱いとなります。